

燕市介護保険運営協議会（第2回）次第

令和4年2月10日（木）
（書面開催）

議 題

- (1) 令和4年度介護保険事業特別会計予算（案）について
(資料1-1、1-2)
- (2) 地域包括支援センター事業について
(資料2-1、2-2)
- (3) その他
(資料3)

令和4年度燕市介護保険運営協議会（第1回）の開催予定

日 時 令和4年8月18日（木）午後1時30分から3時（予定）

会 場 燕市役所 つばめホール（1階）

※開催の1ヶ月前頃に開催案内を送付いたします。

※第2回は令和5年2月9日（木）午後1時30分から3時（会場未定）の予定

○介護保険事業特別会計

資料1-1

歳 入

(単位:千円、%)

年 度 款	令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		比 較	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
1 保 険 料	1,821,682	20.0	1,819,598	20.8	2,084	0.1
2 分 担 金 及 び 負 担 金	1,540	0.0	1,602	0.0	△ 62	△ 3.9
3 使 用 料 及 び 手 数 料	200	0.0	200	0.0	0	0.0
4 国 庫 支 出 金	2,079,913	22.8	1,965,109	22.5	114,804	5.8
5 支 払 基 金 交 付 金	2,361,825	25.9	2,254,718	25.8	107,107	4.8
6 県 支 出 金	1,322,608	14.5	1,260,860	14.4	61,748	4.9
7 財 産 収 入	9	0.0	10	0.0	△ 1	△ 10.0
8 繰 入 金	1,520,808	16.7	1,428,919	16.4	91,889	6.4
9 繰 越 金	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0
10 諸 収 入	693	0.0	650	0.0	43	6.6
歳 入 合 計	9,115,278	100.0	8,737,666	100.0	377,612	4.3

歳入は、保険給付費(歳出2款)の増加により、関係財源が増となっています。国庫支出金については、介護給付費負担金の増加により6,702万8千円の増、国庫補助金については、調整交付金の増加により4,777万6千円の増となり、全体で5.8%(1億1,480万4千円)の増となっています。また、支払基金交付金が4.8%(1億710万7千円)の増、県支出金が4.9%(6,174万8千円)の増となっています。

その他、不足財源を補うために介護保険事業給付準備基金からの繰入金を計上しており、歳入全体として4.3%(3億7,761万2千円)の増となっています。

歳 出

(単位:千円、%)

年 度 款	令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		比 較	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
1 総 務 費	158,323	1.7	170,854	2.0	△ 12,531	△ 7.3
2 保 険 給 付 費	8,544,840	93.7	8,142,581	93.2	402,259	4.9
3 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 地 域 支 援 事 業 費	399,882	4.5	411,997	4.7	△ 12,115	△ 2.9
5 基 金 積 立 金	9	0.0	10	0.0	△ 1	△ 10.0
6 諸 支 出 金	2,223	0.0	2,223	0.0	0	0.0
7 予 備 費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	9,115,278	100.0	8,737,666	100.0	377,612	4.3

歳出は、要介護認定者数の増加や一人当たりの保険給付費の増加に伴い、保険給付費が4.9%(4億225万9千円)の増となっています。

その他、総務費が印刷製本費や介護保険システム改修業務委託料の減少により7.3%(1,253万1千円)の減、地域支援事業費が介護予防ケアマネジメント事業給付費及び在宅医療・介護連携推進事業委託料の減少等により2.9%(1,211万5千円)の減となっているものの、歳出全体では4.3%(3億7,761万2千円)の増となっています。

令和4年度 燕市介護保険事業特別会計当初予算(案)概要版

(単位:千円)

		歳 入						
款	項	目	令和3年度		令和4年度		比較	
			予算額	構成比	予算額(案)	構成比	増減額	増減率
01	保険料		1,819,598	20.8	1,821,682	20.0	2,084	0.1
	01	介護保険料	1,819,598	20.8	1,821,682	20.0	2,084	0.1
		01 第1号被保険者保険料	1,819,598	20.8	1,821,682	20.0	2,084	0.1
02	分担金及び負担金		1,602	0.0	1,540	0.0	▲62	▲3.9
	01	負担金	1,602	0.0	1,540	0.0	▲62	▲3.9
		01 認定審査会共同設置負担金	1,602	0.0	1,540	0.0	▲62	▲3.9
03	使用料及び手数料		200	0.0	200	0.0	0	0.0
	01	手数料	200	0.0	200	0.0	0	0.0
		01 督促手数料	200	0.0	200	0.0	0	0.0
04	国庫支出金		1,965,109	22.5	2,079,913	22.8	114,804	5.8
	01	国庫負担金	1,450,719	16.6	1,517,747	16.6	67,028	4.6
		01 介護給付費負担金	1,450,719	16.6	1,517,747	16.6	67,028	4.6
	02	国庫補助金	514,390	5.9	562,166	6.2	47,776	9.3
		01 調整交付金	350,129	4.0	401,608	4.4	51,479	14.7
		02 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	50,598	0.6	50,667	0.6	69	0.1
		03 地域支援事業交付金(包括の支援・任意事業)	78,430	0.9	75,911	0.8	▲2,519	▲3.2
		04 保険者機能強化推進交付金	17,221	0.2	16,686	0.2	▲535	▲3.1
		05 介護保険保険者努力支援交付金	17,512	0.2	17,194	0.2	▲318	▲1.8
		06 介護保険事業費補助金	500	0.0	100	0.0	▲400	▲80.0
05	支払基金交付金		2,254,718	25.9	2,361,825	25.9	107,107	4.8
	01	支払基金交付金	2,254,718	25.9	2,361,825	25.9	107,107	4.8
		01 介護給付費交付金	2,198,499	25.2	2,307,110	25.3	108,611	4.9
		02 地域支援事業支援交付金	56,219	0.7	54,715	0.6	▲1,504	▲2.7
06	県支出金		1,260,860	14.4	1,322,608	14.5	61,748	4.9
	01	県負担金	1,195,628	13.7	1,259,333	13.8	63,705	5.3
		01 介護給付費負担金	1,195,628	13.7	1,259,333	13.8	63,705	5.3
	02	県補助金	65,232	0.7	63,275	0.7	▲1,957	▲3.0
		01 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	26,024	0.3	25,329	0.3	▲695	▲2.7
		02 地域支援事業交付金(包括の支援・任意事業)	39,208	0.4	37,946	0.4	▲1,262	▲3.2
07	財産収入		10	0.0	9	0.0	▲1	▲10.0
	01	財産運用収入	10	0.0	9	0.0	▲1	▲10.0
		01 利子及び配当金	10	0.0	9	0.0	▲1	▲10.0
08	繰入金		1,428,919	16.3	1,520,808	16.7	91,889	6.4
	01	一般会計繰入金	1,331,612	15.2	1,367,917	15.0	36,305	2.7
		01 介護給付費繰入金	1,017,825	11.7	1,068,108	11.7	50,283	4.9
		02 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	26,023	0.3	25,328	0.3	▲695	▲2.7
		03 地域支援事業繰入金(包括の支援・任意事業)	39,207	0.4	37,945	0.4	▲1,262	▲3.2
		04 職員給与費繰入金	84,667	1.0	77,319	0.8	▲7,348	▲8.7
		05 事務費繰入金	64,739	0.7	61,462	0.7	▲3,277	▲5.1
		06 介護認定審査会共同事務費繰入金	19,128	0.2	17,641	0.2	▲1,487	▲7.8
		07 低所得者保険料軽減繰入金	80,023	0.9	80,114	0.9	91	0.1
	02	基金繰入金	97,307	1.1	152,891	1.7	55,584	57.1
		1 介護給付費準備基金繰入金	97,307	1.1	152,891	1.7	55,584	57.1
09	繰越金		6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0
	01	繰越金	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0
		01 繰越金	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0
10	諸収入		650	0.0	693	0.0	43	6.6
	01	延滞金加算金及び過料	600	0.0	600	0.0	0	0.0
		01 第1号被保険者延滞金	600	0.0	600	0.0	0	0.0
	02	雑入	50	0.0	93	0.0	43	86.0
		01 第三者納付金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
		02 返納金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
		03 雑入	48	0.0	91	0.0	43	89.6
【歳入合計】			8,737,666	100.0	9,115,278	100.0	377,612	4.3

款 項		目	歳 出						
			令和3年度		令和4年度		比較		
			予算額	構成比	予算額(案)	構成比	増減額	増減率	
01	総務費		170,854	2.0	158,323	1.7	▲12,531	▲7.3	
	01 総務管理費		112,884	1.3	98,628	1.1	▲14,256	▲12.6	
		01 一般管理費		112,884	1.3	98,628	1.1	▲14,256	▲12.6
	02 徴収費		4,279	0.1	4,286	0.0	7	0.2	
		01 賦課徴収費		4,279	0.1	4,286	0.0	7	0.2
	03 介護認定審査会費		51,607	0.6	53,950	0.6	2,343	4.5	
		01 介護認定審査会共同事務費		11,825	0.1	11,767	0.1	▲58	▲0.5
		02 認定調査等費		39,782	0.5	42,183	0.5	2,401	6.0
	04 運営協議会費		255	0.0	256	0.0	1	0.4	
		01 運営協議会費		255	0.0	256	0.0	1	0.4
05 介護人材確保育成事業費		1,829	0.0	1,203	0.0	▲626	▲34.2		
	01 介護人材確保育成事業費		1,829	0.0	1,203	0.0	▲626	▲34.2	
02	保険給付費		8,142,581	93.2	8,544,840	93.8	402,259	4.9	
	01 介護サービス等諸費		7,582,077	86.8	7,933,726	87.1	351,649	4.6	
		01 居宅介護サービス給付費		2,507,256	28.7	2,601,479	28.5	94,223	3.8
		02 特例居宅介護サービス給付費		100	0.0	100	0.0	0	0.0
		03 地域密着型介護サービス給付費		1,544,112	17.7	1,550,250	17.0	6,138	0.4
		04 特例地域密着型介護サービス給付費		100	0.0	100	0.0	0	0.0
		05 施設介護サービス給付費		3,170,553	36.3	3,422,975	37.6	252,422	8.0
		06 特例施設介護サービス給付費		100	0.0	100	0.0	0	0.0
		07 居宅介護福祉用具購入費		7,606	0.1	7,871	0.1	265	3.5
		08 居宅介護住宅改修費		16,775	0.2	17,133	0.2	358	2.1
		09 居宅介護サービス計画給付費		335,375	3.8	333,618	3.7	▲1,757	▲0.5
	10 特例居宅介護サービス計画給付費		100	0.0	100	0.0	0	0.0	
	02 介護予防サービス等諸費		131,227	1.5	138,641	1.5	7,414	5.6	
		01 介護予防サービス給付費		71,182	0.8	80,757	0.9	9,575	13.5
		02 特例介護予防サービス給付費		100	0.0	100	0.0	0	0.0
		03 地域密着型介護予防サービス給付費		22,273	0.3	22,222	0.2	▲51	▲0.2
		04 特例地域密着型介護予防サービス給付費		50	0.0	50	0.0	0	0.0
		05 介護予防福祉用具購入費		2,856	0.0	2,127	0.0	▲729	▲25.5
		06 介護予防住宅改修費		13,064	0.2	8,347	0.1	▲4,717	▲36.1
		07 介護予防サービス計画給付費		21,692	0.2	25,028	0.3	3,336	15.4
	08 特例介護予防サービス計画給付費		10	0.0	10	0.0	0	0.0	
	03 その他諸費		4,054	0.0	4,084	0.0	30	0.7	
		01 審査支払手数料		4,054	0.0	4,084	0.0	30	0.7
	04 高額介護サービス等費		147,659	1.7	179,516	2.0	31,857	21.6	
		01 高額介護サービス費		147,649	1.7	179,506	2.0	31,857	21.6
		02 高額介護予防サービス費		10	0.0	10	0.0	0	0.0
	05 高額医療合算介護サービス等費		19,010	0.2	19,193	0.2	183	1.0	
		01 高額医療合算介護サービス費		19,000	0.2	19,183	0.2	183	1.0
		02 高額医療合算介護予防サービス費		10	0.0	10	0.0	0	0.0
	07 特定入所者介護サービス等費		258,554	3.0	269,680	3.0	11,126	4.3	
		01 特定入所者介護サービス費		258,394	3.0	269,131	3.0	10,737	4.2
		02 特例特定入所者介護サービス費		100	0.0	100	0.0	0	0.0
		03 特定入所者介護予防サービス費		50	0.0	439	0.0	389	778.0
		04 特例特定入所者介護予防サービス費		10	0.0	10	0.0	0	0.0
	03 財政安定化基金拠出金		1	0.0	1	0.0	0	0.0	
		01 財政安定化基金拠出金		1	0.0	1	0.0	0	0.0
		01 財政安定化基金拠出金		1	0.0	1	0.0	0	0.0
	04	地域支援事業費		411,997	4.7	399,882	4.4	▲12,115	▲2.9
		01 介護予防・生活支援サービス事業費		195,794	2.3	189,961	2.1	▲5,833	▲3.0
			01 介護予防・生活支援サービス事業費		171,998	2.0	169,144	1.9	▲2,854
02 介護予防ケアマネジメント事業費				23,796	0.3	20,817	0.2	▲2,979	▲12.5
02 一般介護予防事業費			11,993	0.1	12,248	0.1	255	2.1	
		01 一般介護予防事業費		11,993	0.1	12,248	0.1	255	2.1
03 包括的支援事業・任意事業費			203,739	2.3	197,198	2.2	▲6,541	▲3.2	
		01 包括的支援事業費		160,095	1.8	155,438	1.7	▲4,657	▲2.9
		02 任意事業費		43,644	0.5	41,760	0.5	▲1,884	▲4.3
04 その他諸費			471	0.0	475	0.0	4	0.8	
		01 審査支払手数料		471	0.0	475	0.0	4	0.8
05 基金積立金			10	0.0	9	0.0	▲1	▲10.0	
		01 基金積立金		10	0.0	9	0.0	▲1	▲10.0
		01 介護給付費準備基金利子積立金		10	0.0	9	0.0	▲1	▲10.0
06 諸支出金			2,223	0.0	2,223	0.0	0	0.0	
	01 償還金及び還付加算金		2,223	0.0	2,223	0.0	0	0.0	
		01 第1号被保険者保険料還付金		2,200	0.0	2,200	0.0	0	0.0
		02 過年度支出金		3	0.0	3	0.0	0	0.0
03 第1号被保険者保険料還付加算金		20	0.0	20	0.0	0	0.0		
07 予備費		10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0		
	01 予備費		10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0	
	01 予備費		10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0	
【歳出合計】			8,737,666	100.0	9,115,278	100.0	377,612	4.3	

令和4年度 燕市地域包括支援センター事業実施方針(案)

I. 策定趣旨

この「燕市地域包括支援センター事業実施方針」は、燕市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、地域包括ケアシステム構築のための方針などを明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

II. 設置目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置する。（介護保険法第115条の46 第1項）

III. 設置方法等

1. 市は、日常生活圏域を定め、各日常生活圏域に1か所のセンターを設置する。
2. 市は、国が示すセンターの設置運営に関する基準(※)を遵守し、体制整備などに努め、その運営及びスタッフの資質向上について積極的に関与し、適切な対応を実施する。

※「地域包括支援センターの設置運営について」(平成30年5月10日一部改正)

6. 職員の配置等(1)センターの人員より、センターには保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員(以下「三職種」という。)またはそれに準ずる者を置くこととされている。特に包括的支援業務に従事する職員は、三職種またはそれに準ずる者の配置に努める。今回の改正で準ずる者の要件がさらに厳しくなったので、準ずる者も将来的には三職種の配置を行う。

(3)指定介護予防支援事業者の配置基準より、保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員(担当職員)を1名以上配置する。担当職員は①保健師②介護支援専門員③社会福祉士④経験のある看護師⑤高齢者の相談業務に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかの要件を満たすものとする。

3. 燕市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、燕市介護保険運営協議会と兼ねる。また、運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立なセンター運営を確保する。

IV. 運営上の基本的考え方や理念

1. 公益性の視点

- (1) センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを充分理解し、不当に特定の事業所に偏らない等適切な事業運営を行う。

2. 地域性の視点

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) センターは、地域ケア会議等を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3. 協働性の視点

- (1) センターは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務は保健師、総合相談支援業務及び権利擁護業務は社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は主任介護支援専門員が専門性を有する。

また、これらの専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有して、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として取り組む。

- (2) センターの職員は、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関相互の連携、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用を図り、ネットワークを構築する。

V. 事業実施方針

1. 燕市の地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、地域ケア会議の開催により、地域包括ケアシステム構築を推進する。また、高齢者支援にかかわる関係者のケア会議への参加を促進し、連携を強化し、ネットワークを構築する。特に生活支援コーディネーターとの連携で、地域の多様な担い手が参画する支え合い体制づくりを推進する。

2. 地域ごとのニーズに応じて重点的におこなうべき業務の実施方針

センターは、地域ケア会議から見えてくる地域課題だけでなく、日常生活圏域ニーズ調査の結果や、普段の活動で聞く住民の声をもとに、住民ニーズに即した業務を企画立案する。

(※Ⅶ. 1. (1) 事業計画等の作成 参照)

3. 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク(地域社会との連携および専門職との連携)構築方針

センターは、自治会・まちづくり協議会・民生委員・社会福祉協議会(CSW)・保健センター等関係機関との連携強化のため、多職種参加の地域ケア会議を開催する。

(※Ⅶ. 6. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 参照)

4. 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)等の実施方針

指定介護サービス事業所の活用に加え、その人の住む地域の資源の活用を推進する。

5. 介護支援専門員のケアマネジメント支援・指導の実施方針

センターは、日常的個別指導・相談(特に介護支援専門員1名で運営している事業所への声掛け)や困難事例への助言・指導を行う。また、事例検討会では、介護支援専門員の実践力向上や介護支援専門員同士のネットワークづくりを目指す。

(※Ⅶ. 5. (2) 介護支援専門員に対する支援 参照)

6. 地域ケア会議の運営方針

地域ケア会議の5つの機能(個別課題解決・ネットワーク構築・地域課題発見・地

域づくり資源開発・政策形成)を発揮し、その機能を連動させることで地域包括ケアシステム構築をしていく。その点を意識して、会議の準備・実施・評価を繰り返し効果的な会議運営を行う。

7. 市とセンターの連携方針

市は、センターと連携のための各部会を定期開催し、包括的支援業務を適切に実施できるようサポートする。

8. 公正・中立性確保のための方針

センターが作成する介護予防サービス計画の公正・中立を確保するために、運営協議会において検討する。

VI. 業務内容

センターは、次の業務に加え、業務に付帯して発布される政省令等により追加される業務を実施する。

1. 包括的支援事業 地域包括支援センターの運営(法第115条の45第1項第1号から第2項第3号)
 - (1) 第1号介護予防支援事業
 - (2) 総合相談支援業務
 - (3) 権利擁護業務
 - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築(法第115条の46第7項)
3. 地域ケア会議の実施(法第115条の48第1項)
4. 指定介護予防支援事業(法第115条の22)
5. その他業務

1～4の業務を行うために必要な業務等及び地域支援事業の一般介護予防事業や任意事業、厚生労働省が定める事項。

VII. 業務推進の方針

1. 共通事項

- (1) 事業計画等の策定

センターは、当方針及び燕市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に

基づき、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を含めた事業計画及び予算計画を毎年度作成し、運営協議会に報告する。

(2) 事業実績・決算の報告及び評価

センターは、事業実績及び決算を作成し、評価するとともに、運営協議会に報告する。

(3) 職員の姿勢及び資質向上

センター職員は、センターの業務が地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。また、業務遂行のために常に自己研鑽を行い必要な研修や会議等に積極的に参加しなければならない。

(4) 地域との連携

センターは、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者などの意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、市及び他のセンターと協働しながら解決に向け積極的に取り組む。

(5) 個人情報の管理・保護

- ①センター職員は、守秘義務を厳守し、個人情報を適正に管理することで個人情報の保護を徹底する。
- ②担当する高齢者等に関する必要書類は、職員以外が閲覧できないよう書類保管庫に施錠して管理し、持ち出しや返却がわかる管理簿（書面やデータ）を整備する。
- ③個人情報漏えいや紛失等の事案が発生した場合は、市への速やかな報告と再発防止策の徹底を図る。
- ④センターは、個人情報保護に関する責任者（常勤職員）をおき、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な管理を行う。
- ⑤各センターは、個人情報管理・保護に関するマニュアルを作成し、職員間で共有する。
- ⑥相談記録等は、担当終了後5年間は保存する。（個人情報の含まれない文書は3年間保存する。）

(6) 広報活動

市及びセンターは、センター業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や関係機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

(7) 苦情対応

市及び各センターに、センター(指定介護予防支援事業所)に対する苦情対応窓口を設置する。センターは、苦情を受けた場合には速やかに市担当者に報告し、相談記録など求められた場合は関係書類を提出する。

(8) 窓口機能の強化等

センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性等を考慮し、担当圏域外の高齢者や高齢者以外の相談を受けた場合についても適切に対応し、継続支援が必要な場合には、担当圏域外のセンターや市等の関係機関につなぐなど、常に各センター及び市と充分に協力・連携して業務を実施する。

また、センターは業務時間以外でも緊急の相談に対応できる体制や、相談者のプライバシーが確保される環境(相談室)等を整備する。

(9) 災害時の対応・災害に備えた平時の対応

センターは、業務において継続支援を実施している家庭について、災害時、状況に応じて安否確認等、必要な支援の提供等を行う。また、平素から避難行動要支援者名簿をもとに、地域の関係者と避難行動要支援者についての情報共有を行う。

2. 指定介護予防支援業務・第1号介護予防支援業務

介護予防支援業務は、要支援者に対して自立を支援する介護予防サービスを提供するため、介護予防サービス計画書を作成し、関係事業者等との連絡調整を行う。

第1号介護予防支援業務(介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント)は、要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)、その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)等、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

なお、指定居宅介護支援事業所に再委託する場合は、公平性・中立性の高い事業所選定に努め、業務に必要な助言・支援を行い、適正な業務が行われるよう努める。

3. 総合相談支援業務

(1) 業務の目的

センターの総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワーク

を構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする(地域支援事業実施要綱)。

(2) 実態把握

センターは、様々な手段により地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。

(3) 総合相談業務

センターは、地域において安心して相談できる拠点(中核的機関)としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できるネットワーク体制を整備する。

4. 権利擁護業務

(1) 業務の目的

センターの権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする(地域支援事業実施要綱)。

(2) 成年後見制度の活用

センターは、認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の説明や申立てにあたって関係機関の紹介などを行い、成年後見制度の活用を図る。

また、申し立てを行える親族がない場合等で、成年後見制度を市長が申し立てる必要があると認める場合には、速やかに市に報告し、市長申し立てにつなげる。

(3) 老人福祉施設等への措置

センターは、判断能力等が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携して支援を行う。

(4) 虐待が疑われる事例についての相談

センターは、虐待が疑われる事例についての相談を受けた場合、速やかに実態の把握に努め、市に報告して対応を検討し支援する。

(5) 困難事例への対応

センターは、困難事例(重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等)を把握した場合は、実態把握のうえ、各専門職が連携して対応策を検討し、適切に対応を行う。また、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。

(6) 消費者被害防止

センターは、地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

(7) 認知症に関する知識の普及・啓発

認知症高齢者はその権利の侵害を受けやすいため、センターは認知症に関する正しい理解を促進し、認知症になっても安心して暮らせる地域を実現するために、認知症に関する知識の普及・啓発活動に積極的に取り組む。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 業務の目的

センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする(地域支援事業実施要綱)。

(2) 介護支援専門員に対する支援

① 日常的個別指導・相談

センターは、介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。

② 支援困難事例等への指導・助言

センターは、地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方法を検討し、必要に応じて市と連携を図りながら介護支援専門員に対する指導助言等を行う。

③ 地域ケア個別会議や情報交換会の実施と介護支援専門員のネットワーク構築

センターは、介護支援専門員との地域ケア個別会議、情報交換会を実施し、介護支援専門員同士のネットワーク構築とスキルアップを支援する。

6. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

(1) 地域のニーズや社会資源の把握

センターは、介護支援専門員や介護保険事業所、医療機関、専門相談機関等、連携可能な保健・医療・福祉関係機関の把握、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源の把握に努める。

また、地域に必要な社会資源がない場合、市と協働して介護予防事業、任意事業等を活用するなどして、その創設や開発に取り組む。

(2) 多職種協働による地域ケア会議の活用促進

センターは、地域における包括的・継続的なケアを実施するため、把握した様々な地域の力(多職種)との連携を構築するため地域ケア会議を開催する。

また、センターは地域ケア会議の開催で、多職種のつながりを強化し、地域のニーズ発見や支援の客観性・専門性を高め、地域包括ケアの実現を目指す。

7. 地域ケア会議の実施

支援が困難なケースや自立支援・重度化防止等のケースの地域ケア個別会議を開催し、個別の支援の充実を図るとともに、地域の課題を抽出する。

地域ケア個別会議や日頃の業務などから発見した地域課題を地域の関係者と共有・協議する地域ケア会議を開催する。必要に応じて、市の地域ケア推進会議や一層・二層の支え合い活動推進会議に課題を提出し、地域づくりや資源の開発へ繋いでいく。

令和4年度の重点的な取り組み

センターは、燕市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、地域全体で支えるサービス基盤整備や相互に支援するネットワークシステムづくりに向けて、次にあげることを重点的に取り組む。

- (1) 「高齢者の暮らしの無料相談所」として、センターの認知度を上げるためPRに努める。
- (2) 独居や認知症の高齢者が増加する中、緊急連絡先が把握されていない高齢者を中心に実態把握を行う。
- (3) 健康状態不明者の訪問を実施し、健康状態を把握するとともに、介護予防に向け

必要な支援を実施する。

(4) 成年後見制度の普及啓発や適正な利用に向けた支援に力を入れる。

(5) 高齢者の個別課題の解決のために、会議の内容に応じた関係者を招集し、定例または随時による地域ケア個別会議を開催することで、連携強化と多職種協働の支援ネットワークの構築をめざす。

介護予防のための地域ケア個別会議の考え方を生かして、より積極的な自立支援に取り組む。

(6) 地域ケア個別会議から見えてくる地域の問題に対して、十分な原因分析を行うことで地域課題を明確にする。地域アセスメントを行いながら、関係機関と連携を図り、地域ケア会議にて課題の解決に取り組む。

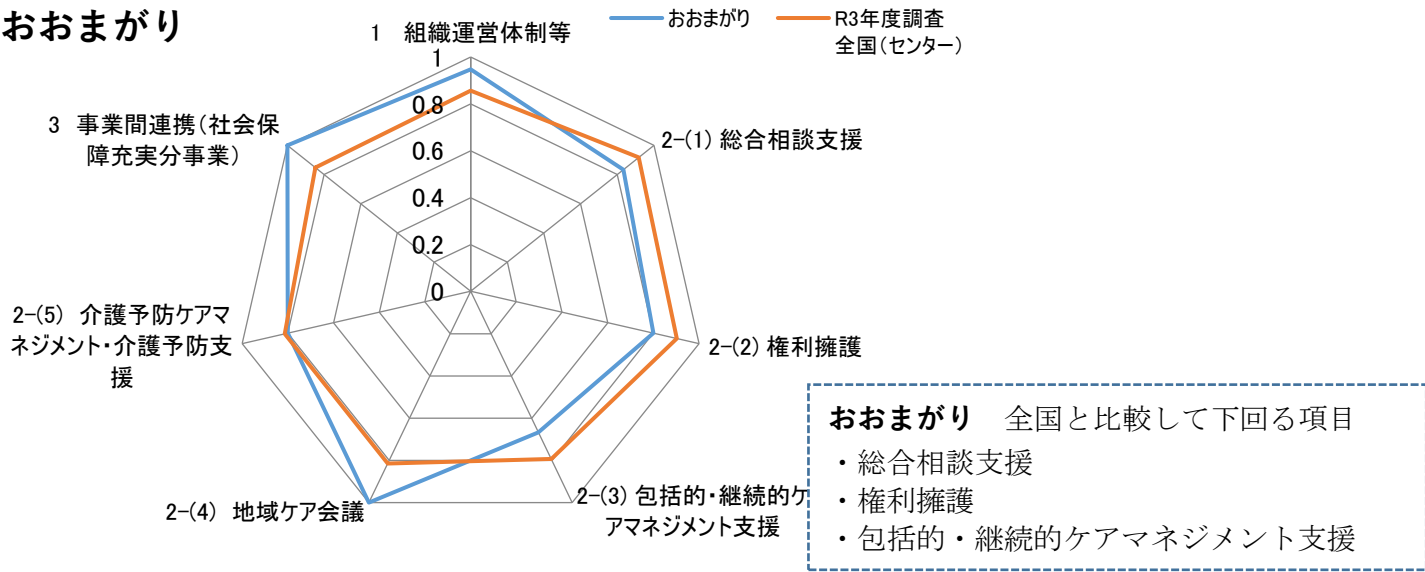
(7) 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の実施主体と緊密に連携し事業の推進に努める。

(8) 圏域のすべての介護支援専門員に対して、地域ケア個別会議や情報交換会への参加機会の提供及びケアプラン点検等の支援を行い、圏域の介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上に取り組む。

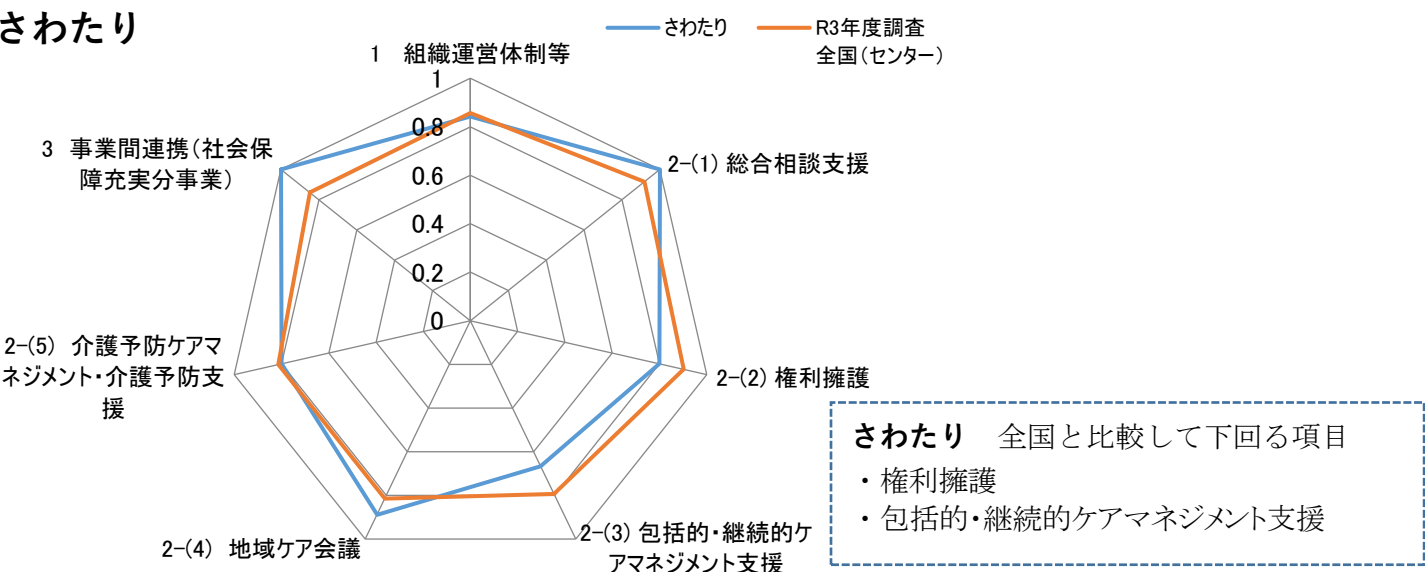
(9) チームオレンジの立ち上げに向けた活動に積極的に関与する。

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化（令和3年度調査結果）

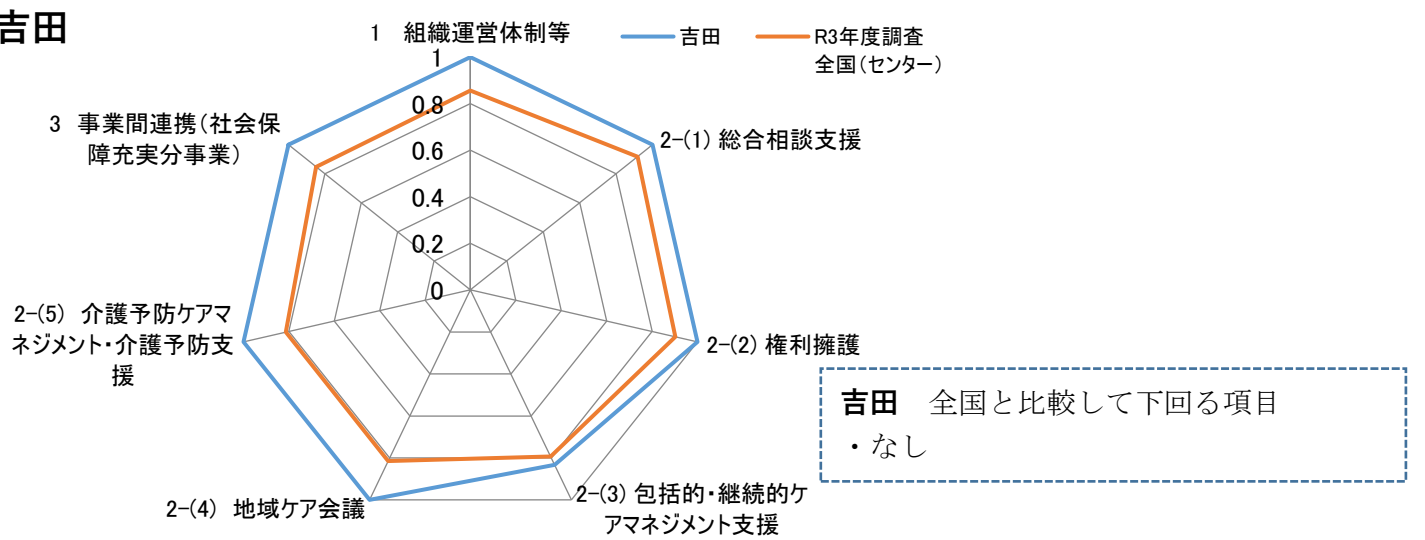
おおまがり



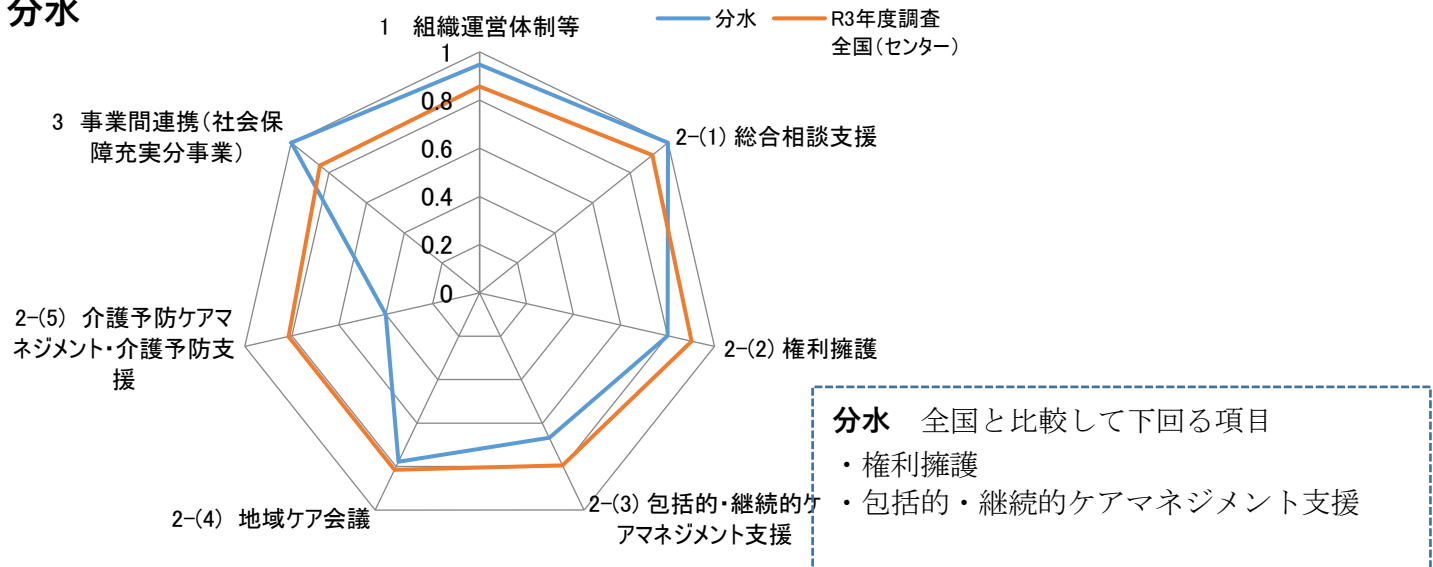
さわたり



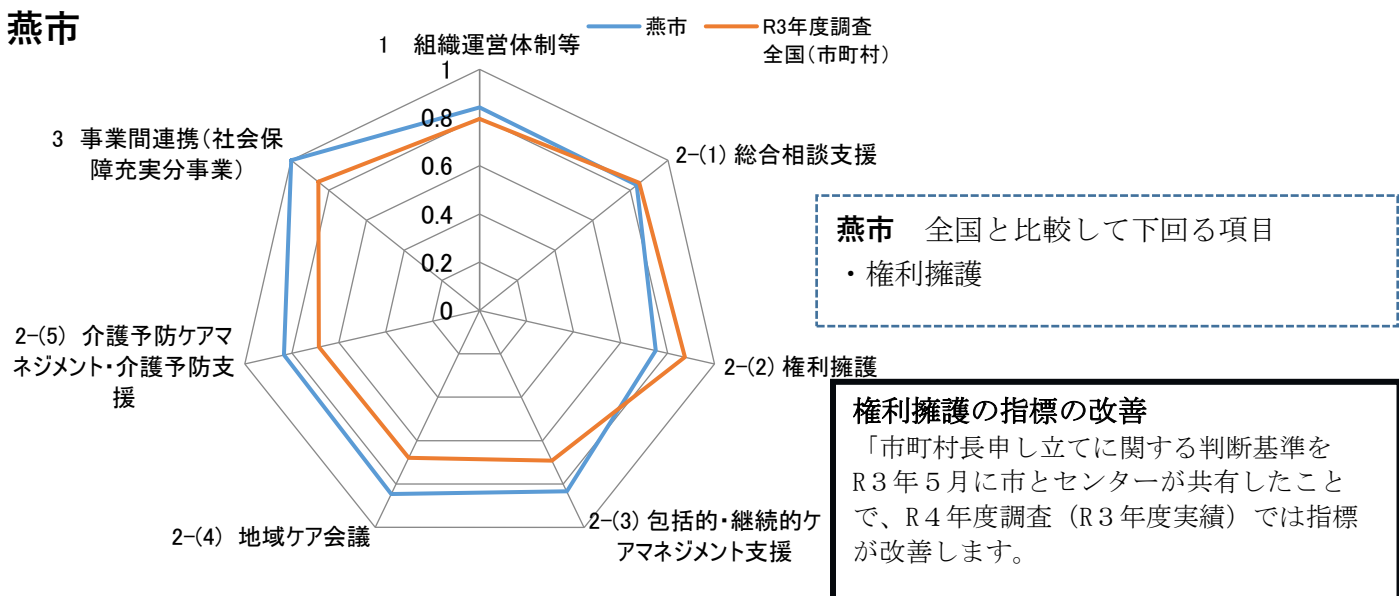
吉田



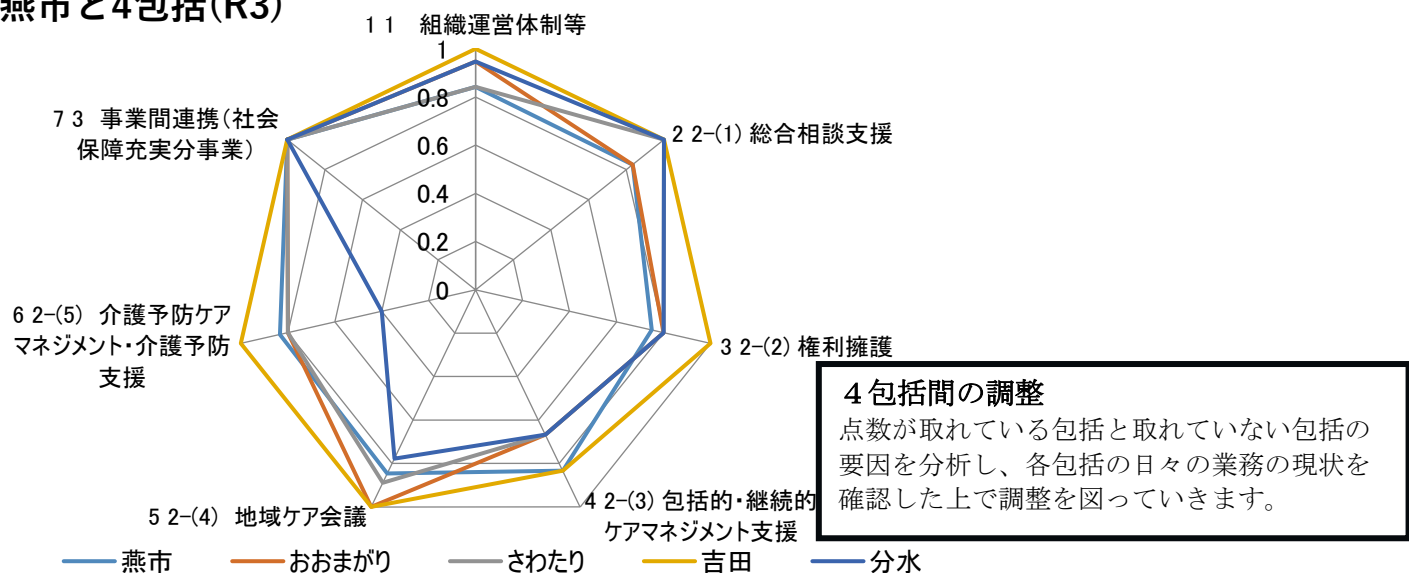
分水



燕市

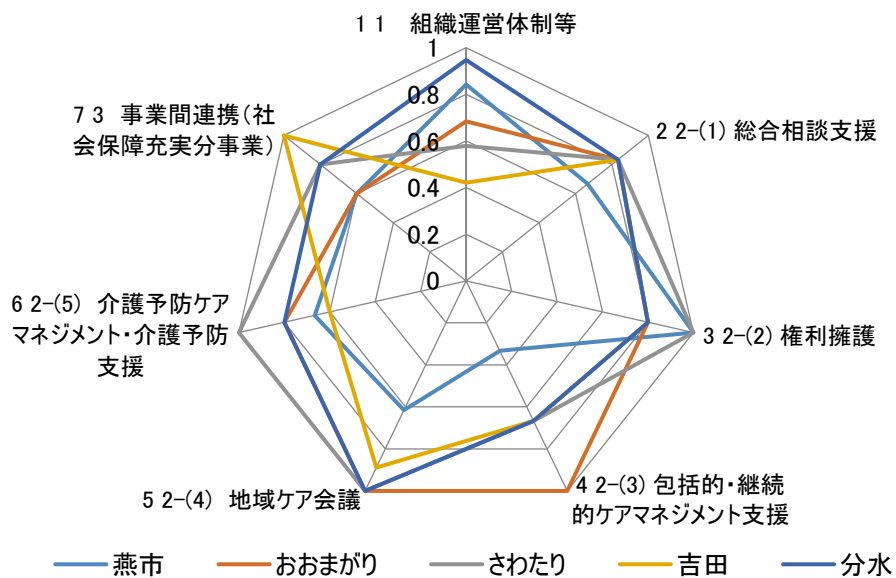


燕市と4包括(R3)

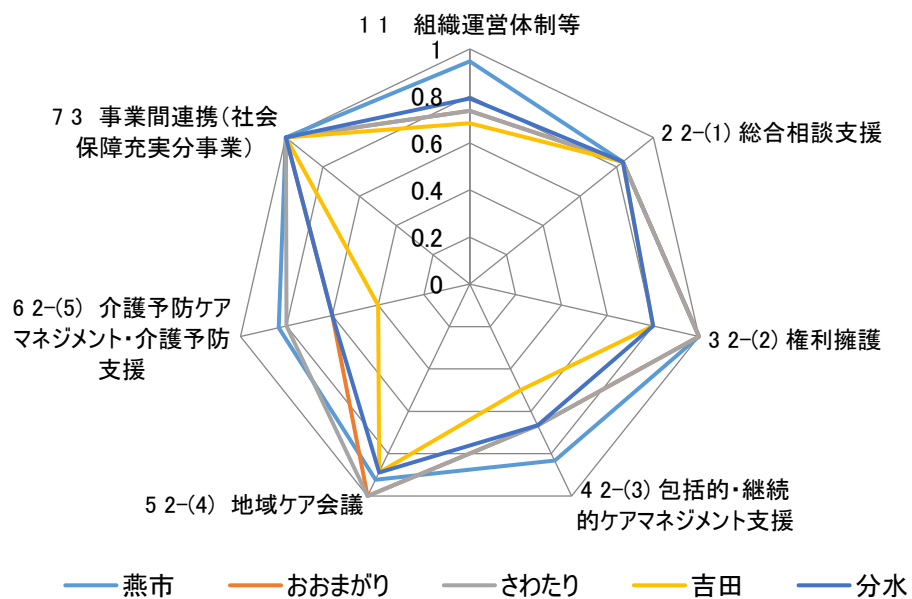


燕市と4包括(H30)

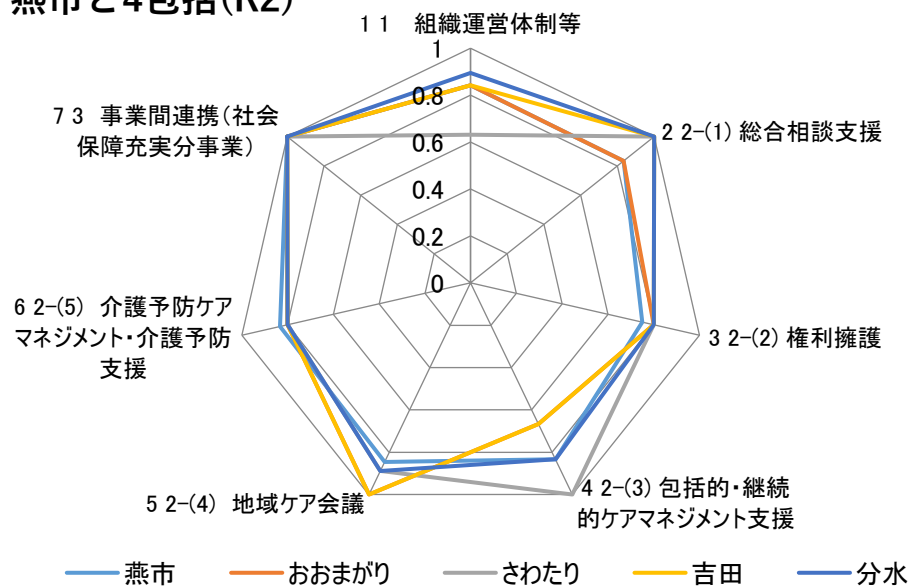
(参考)



燕市と4包括(R1)



燕市と4包括(R2)



(3) その他

- ① 燕市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の変更を行いました。
 ※別紙、資料として計画変更の内容、新旧対照表等同封いたしました。
 なお、お持ちの計画書冊子につきましては変更箇所のシールを作成いたしましたので、お手数ですが各自で貼り付けお願いいたします。
- ② 令和3年度燕市表彰式（令和4年2月5日開催）で功労者表彰を受賞されました。
- ・高橋 是司 様（介護保険運営協議会委員）
 - ・久保田 紀子 様（介護認定審査会委員）
 - ・星井 勝博 様（前介護保険運営協議会委員）
 - ・中野 秀仁 様（前介護認定審査会委員）
 - ・大滝 チイ 様（介護保険施設で長年ボランティア活動）
 - ・笠原 廣美 様（介護保険施設で長年ボランティア活動）
- ③ 介護職員等表彰式、介護福祉学びの収穫祭
- ・令和3年11月に実施しました（詳細は別紙「事業報告書」参照）
- ④ 施設整備関係
- ・第8期介護保険事業計画（①の変更後）に記載のある施設・居住系サービス基盤の確保策（P129）短期入所生活介護（ショートステイ）の転換により
 - 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を6床整備
 令和4年2月1日 分水の里 54床 → 60床
 - ・事業休止期間の延長
 - 生活トレーニングデイサービス なごみの歩
 地域密着型通所介護
 通所型サービス（独自）
 休止予定期間 令和4年1月1日～令和4年6月30日
 - ・事業廃止
 - 令和3年9月7日
 小規模多機能ホームこころの郷 小規模多機能型居宅介護
 ※令和2年1月1日から休止しておりましたが、再開の目途が立たず廃止となりました。

・地域密着型サービス事業所の募集について

第8期介護保険事業計画に基づき、整備期間を令和4年度末まで（令和5年4月1日開設を含む）として、下記の内容で公募を実施します。

整備地区	施設種類	定員
燕地区	小規模多機能型居宅介護事業所	登録定員29名

○開設までのスケジュール（予定）

日 程	内 容
1月31日（月）	募集要項公表（市ホームページ）
2月7日（月）～2月22日（火）	応募受付
2月下旬	一次審査（書類審査）
3月中旬	二次審査（プレゼンテーション）
3月下旬	選定結果通知
令和4年度補助金内示・交付決定	建設工事入札、工事着工
令和4年度中（令和5年4月1日開設を含む）	開設

○事業者選考部会メンバーについて

蝶名林 稔 委員	被保険者代表
佐藤 和之 委員	保健・医療及び福祉の関係者
霜鳥 高子 委員	学識経験者
吉田耕一郎 委員	
高野健康福祉部長	燕市健康福祉部

⑤ つばめ・やひこ「医療・福祉・介護フォーラム2021」

- ・令和3年11月6日（土）に開催しました（詳細は別紙「ホームページ資料」参照）・講演の内容は動画公開しておりますので、お時間のある時にご覧ください。

⑥ 認知症支援セミナー

- ・令和4年1月15日（土）に開催しました（詳細は別紙「ホームページ資料」参照）

⑦ 保険者機能強化推進交付金および介護保険保険者努力支援交付金について
(※令和4年度分は交付見込み額)

保険者機能強化推進交付金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付金額	15,359,000 円	17,378,000 円	17,222,000 円	16,686,000 円
得点/総点数	586/692 点	1,209/1,575 点	1,205/1,590 点	1,033/1,375 点
得点率	84.7%	76.8%	75.8%	75.1%

介護保険保険者努力支援交付金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付金額	令和2年度創設のためなし	17,809,000 円	17,513,000 円	17,194,000 円
得点/総点数		617 点/870 点	622 点/885 点	475 点/730 点
得点率		70.9%	70.3%	65.1%

◎制度の概要

・平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化。

・この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設。

・令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化。

燕市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の変更について（報告）

No.	事業年度（期間）	令和3年度	予算額	—	執行額	—
1	概 要	「燕市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「8期計画」という。）について、以下のとおり変更いたしますので、ご報告させていただきます。 なお、この計画の変更による <u>介護保険料基準月額に変更がない</u> ことを併せて申し添えいたします。				
	【変更箇所】 計画書 第6章 127～129ページ（別紙新旧対照表参照） 【変更理由】 ①既存のグループホームを 増築して3床増床 → 改修して2床増床（土地の関係で増築出来ず、内部改修とするため） ②既存のデイサービス定員30人を地域密着型デイサービス18人と小規模多機能型居宅介護に転換 ↓ 既存のデイサービス定員30人とショートステイ20床の複合施設を 地域密着型デイサービス18人、小規模多機能型居宅介護、グループホーム11床に転換 （グループホームの待機者数が増えているため整備計画を変更） ③計画書128ページの「地域密着型サービス事業所数（定員数）」の「認知症対応型通所介護」 3か所（15人） → 2か所（12人）（1か所（3人）が令和3年3月31日に廃止したため数字を修正） ④計画書129ページ ショートステイの転換により介護老人福祉施設を 4床整備 → 10床整備 （介護老人福祉施設の待機者が増えているため整備計画を変更） 【変更後の8期計画の公表方法】 市のホームページに掲載（新旧対照表と変更後の8期計画全文）					

燕市第8期介護保険事業計画変更 新旧対照表

新	旧
◆ 計画書 127ページ (第6章)	
2 介護保険事業の安定運営 (略) (1) 介護保険サービス基盤の整備 (略) ① 居宅介護サービス基盤 居宅介護サービスには、事業者が要介護者の住まいへ訪問する訪問系サービス、要介護者が事業所へ通う通所系サービス、短期間の入所に対応する短期入所サービスなどがあります。要介護者の状態に応じてサービスを個別又は組み合わせて提供します。 要介護度の重度化に伴い複数のサービスを組み合わせて利用する割合が高くなることから、すべての日常生活圏域で必要なサービスを利用することができるよう、需要動向の把握に努め、必要に応じて整備意向のある事業者へ情報を提供し整備を働きかけます。 ② 地域密着型サービス基盤 可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、地域密着サービスの整備を図っています。 第8期計画では、新たに小規模多機能型居宅介護サービス定員29人を整備し、既存の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を改修することにより2床増床します。また、既存の広域型通所介護（デイサービス）定員30人と短期入所生活介護（ショートステイ）20床を地域密着型通所介護18人に転換し、残りの部分を小規模多機能型居宅介護（登録定員は29人）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）11床を創設します。	2 介護保険事業の安定運営 (略) (1) 介護保険サービス基盤の整備 (略) ① 居宅介護サービス基盤 居宅介護サービスには、事業者が要介護者の住まいへ訪問する訪問系サービス、要介護者が事業所へ通う通所系サービス、短期間の入所に対応する短期入所サービスなどがあります。要介護者の状態に応じてサービスを個別又は組み合わせて提供します。 要介護度の重度化に伴い複数のサービスを組み合わせて利用する割合が高くなることから、すべての日常生活圏域で必要なサービスを利用することができるよう、需要動向の把握に努め、必要に応じて整備意向のある事業者へ情報を提供し整備を働きかけます。 ② 地域密着型サービス基盤 可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、地域密着サービスの整備を図っています。 第8期計画では、新たに小規模多機能型居宅介護サービス定員29人を整備し、既存の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を増築することにより3床増床します。また、既存の広域型通所介護（デイサービス）定員30人を地域密着型通所介護18人に転換し、残りの12人分は小規模多機能型居宅介護（登録定員は18人）を創設します。

新

旧

◆ 計画書 128ページ (第6章)

■地域密着型サービス事業所数 (定員数)

区分	第7期計画末 整備状況	第8期整備計画	令和5年度 整備目標
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 箇所	—	1 箇所
認知症対応型通所介護	2 箇所 (12 人)	—	2 箇所 (12 人)
小規模多機能型居宅介護	8 箇所 (206 人)	2 箇所 (58 人)	10 箇所 (264 人)
認知症対応型共同生活介護	12 箇所 (186 人)	1 箇所 (13 人)	13 箇所 (199 人)
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 箇所 (0 人)	—	0 箇所 (0 人)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4 箇所 (116 人)	—	4 箇所 (116 人)
看護小規模多機能型居宅介護	0 箇所 (0 人)	—	0 箇所 (0 人)
地域密着型通所介護	5 箇所 (81 人)	1 箇所 (18 人)	6 箇所 (99 人)

■日常生活圏域別 地域密着型居住施設数 (定員数)

1・認知症対応型共同生活介護

区分	認知症対応型共同生活介護				
	第7期計画末 整備状況	令和3年度 整備計画	令和4年度 整備計画	令和5年度 整備計画	第8期計画末 整備目標
燕	4 箇所 (81 人)	0 箇所 (0 人)	0 箇所 (0 人)	0 箇所 (0 人)	4 箇所 (81 人)
吉田	5 箇所 (51 人)	0 箇所 (2 人)	1 箇所 (11 人)	0 箇所 (0 人)	6 箇所 (64 人)
分水	3 箇所 (54 人)	0 箇所 (0 人)	0 箇所 (0 人)	0 箇所 (0 人)	3 箇所 (54 人)
合計	12 箇所 (186 人)	0 箇所 (2 人)	1 箇所 (11 人)	0 箇所 (0 人)	13 箇所 (199 人)

2・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (略)

■地域密着型サービス事業所数 (定員数)

区分	第7期計画末 整備状況	第8期整備計画	令和5年度 整備目標
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 箇所	—	1 箇所
認知症対応型通所介護	3 箇所 (15 人)	—	3 箇所 (15 人)
小規模多機能型居宅介護	8 箇所 (206 人)	2 箇所 (47 人)	10 箇所 (253 人)
認知症対応型共同生活介護	12 箇所 (186 人)	0 箇所 (3 人)	12 箇所 (189 人)
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 箇所 (0 人)	—	0 箇所 (0 人)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4 箇所 (116 人)	—	4 箇所 (116 人)
看護小規模多機能型居宅介護	0 箇所 (0 人)	—	0 箇所 (0 人)
地域密着型通所介護	5 箇所 (81 人)	1 箇所 (18 人)	6 箇所 (99 人)

■日常生活圏域別 地域密着型居住施設数 (定員数)

1・認知症対応型共同生活介護

区分	認知症対応型共同生活介護				
	第7期計画末 整備状況	令和3年度 整備計画	令和4年度 整備計画	令和5年度 整備計画	第8期計画末 整備目標
燕	4 箇所 (81 人)	0 箇所 (0 人)	0 箇所 (0 人)	0 箇所 (0 人)	4 箇所 (81 人)
吉田	5 箇所 (51 人)	0 箇所 (3 人)	0 箇所 (0 人)	0 箇所 (0 人)	5 箇所 (54 人)
分水	3 箇所 (54 人)	0 箇所 (0 人)	0 箇所 (0 人)	0 箇所 (0 人)	3 箇所 (54 人)
合計	12 箇所 (186 人)	0 箇所 (3 人)	0 箇所 (0 人)	0 箇所 (0 人)	12 箇所 (189 人)

2・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (略)

◆ 計画書 129ページ (第6章)

2 介護保険事業の安定運営

(2) 介護保険サービス基盤の整備

③ 施設・居住系サービス基盤

施設サービスは、在宅生活を継続するのが困難な高齢者が施設に入所して利用するサービスです。

なお、整備にあたっては、安定的なサービス提供がされていますが、高齢者の増加や既存の設置状況、要介護認定者のニーズなどを勘案し、バランスに配慮して進めていきます。

第8期計画では、短期入所生活介護（ショートステイ）の転換により介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を10床整備します。

■施設・居住系サービス事業所数（定員数）

区分	第7期計画末 整備状況	第8期整備計画	令和5年度 整備目標
介護保険施設（定員）			
介護老人福祉施設	7か所 (589人)	0か所 (10人)	7か所 (599人)
介護老人保健施設	3か所 (292人)	—	3か所 (292人)
介護医療院	0か所 (0人)	—	0か所 (0人)
地域密着型施設（定員）【再掲】			
認知症対応型共同生活介護	12か所 (186人)	1か所 (13人)	13か所 (199人)
地域密着型介護老人福祉施設	4か所 (116人)	—	4か所 (116人)
地域密着型特定施設	0か所 (0人)	—	0か所 (0人)
特定施設入居者生活介護（定員）			
養護老人ホーム	0か所 (0人)	—	0か所 (0人)
軽費老人ホーム（ケアハウス）	0か所 (0人)	—	0か所 (0人)
有料老人ホーム	2か所 (97人)	—	2か所 (97人)
サービス付き高齢者向け住宅	0か所 (0人)	—	0か所 (0人)
合 計	28か所 (1,280人)	1か所 (23人)	29か所 (1,303人)

2 介護保険事業の安定運営

(2) 介護保険サービス基盤の整備

③ 施設・居住系サービス基盤

施設サービスは、在宅生活を継続するのが困難な高齢者が施設に入所して利用するサービスです。

なお、整備にあたっては、安定的なサービス提供がされていますが、高齢者の増加や既存の設置状況、要介護認定者のニーズなどを勘案し、バランスに配慮して進めていきます。

第8期計画では、短期入所生活介護（ショートステイ）の転換により介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を4床整備します。

■施設・居住系サービス事業所数（定員数）

区分	第7期計画末 整備状況	第8期整備計画	令和5年度 整備目標
介護保険施設（定員）			
介護老人福祉施設	7か所 (589人)	0か所 (4人)	7か所 (593人)
介護老人保健施設	3か所 (292人)	—	3か所 (292人)
介護医療院	0か所 (0人)	—	0か所 (0人)
地域密着型施設（定員）【再掲】			
認知症対応型共同生活介護	12か所 (186人)	0か所 (3人)	12か所 (189人)
地域密着型介護老人福祉施設	4か所 (116人)	—	4か所 (116人)
地域密着型特定施設	0か所 (0人)	—	0か所 (0人)
特定施設入居者生活介護（定員）			
養護老人ホーム	0か所 (0人)	—	0か所 (0人)
軽費老人ホーム（ケアハウス）	0か所 (0人)	—	0か所 (0人)
有料老人ホーム	2か所 (97人)	—	2か所 (97人)
サービス付き高齢者向け住宅	0か所 (0人)	—	0か所 (0人)
合 計	28か所 (1,280人)	0か所 (7人)	28か所 (1,287人)

2 介護保険事業の安定運営

地域包括ケア「見える化システム」の推計によると、本市の総人口は今後減少が見込まれていますが、要支援・要介護認定者数は令和 22（2040）年まで増加し続けると見込まれています。

高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じて、住み慣れた地域で暮らすことができるようにするとともに、介護者の負担軽減や介護離職の防止のために、必要なサービスを適切に提供できるよう、地域包括ケアシステムの確立を目指してサービス提供体制の確保・充実と質の向上に取り組みます。

（１）介護保険サービス基盤の整備

在宅介護実態調査の結果から、施設等への入所・入居は「検討していない」が 59.6%、「検討中」が 19.3%で、「申請済み」は 14.4%となっています。（無回答 6.7%）

要介護度の重度化に伴い、「検討していない」割合は低くなる傾向がみられ、また、単身世帯では「検討していない」割合が低くなっています。

また、在宅介護実態調査の結果から、在宅生活の継続には、訪問系サービスの利用を軸としながら、必要に応じて通所系・短期系といったサービスを組み合わせて利用していくことが効果的だと考えられています。

① 居宅介護サービス基盤

居宅介護サービスには、事業者が要介護者の住まいへ訪問する訪問系サービス、要介護者が事業所へ通う通所系サービス、短期間の入所に対応する短期入所サービスなどがあります。要介護者の状態に応じてサービスを個別又は組み合わせて提供します。

要介護度の重度化に伴い複数のサービスを組み合わせて利用する割合が高くなることから、すべての日常生活圏域で必要なサービスを利用することができるよう、需要動向の把握に努め、必要に応じて整備意向のある事業者に情報を提供し整備を働きかけます。

② 地域密着型サービス基盤

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、地域密着サービスの整備を図っています。

第 8 期計画では、新たに小規模多機能型居宅介護サービス定員 29 人を整備し、既存の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を改修することにより 2 床増床します。また、既存の広域型通所介護（デイサービス）定員 30 人と短期入所生活介護（ショートステイ）20 床を地域密着型通所介護 18 人に転換し、残りの部分を小規模多機能型居宅介護（登録定員は 29 人）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）11 床を創設します。

■ 地域密着型サービス事業所数（定員数）

区分	第7期計画末 整備状況	第8期整備計画	令和5年度 整備目標
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 場所	—	1 場所
認知症対応型通所介護	2 場所 (12 人)	—	2 場所 (12 人)
小規模多機能型居宅介護	8 場所 (206 人)	2 場所 (58 人)	10 場所 (264 人)
認知症対応型共同生活介護	12 場所 (186 人)	1 場所 (13 人)	13 場所 (199 人)
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 場所 (0 人)	—	0 場所 (0 人)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4 場所 (116 人)	—	4 場所 (116 人)
看護小規模多機能型居宅介護	0 場所 (0 人)	—	0 場所 (0 人)
地域密着型通所介護	5 場所 (81 人)	1 場所 (18 人)	6 場所 (99 人)

■ 日常生活圏域別 地域密着型居住施設数（定員数）

1・認知症対応型共同生活介護

区分	認知症対応型共同生活介護				
	第7期計画末 整備状況	令和3年度 整備計画	令和4年度 整備計画	令和5年度 整備計画	第8期計画末 整備目標
燕	4 場所 (81 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	4 場所 (81 人)
吉田	5 場所 (51 人)	0 場所 (2 人)	1 場所 (11 人)	0 場所 (0 人)	6 場所 (64 人)
分水	3 場所 (54 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	3 場所 (54 人)
合計	12 場所 (186 人)	0 場所 (2 人)	1 場所 (11 人)	0 場所 (0 人)	13 場所 (199 人)

2・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

区分	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護				
	第7期計画末 整備状況	令和3年度 整備計画	令和4年度 整備計画	令和5年度 整備計画	第8期計画末 整備目標
燕	2 場所 (58 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	2 場所 (58 人)
吉田	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)
分水	2 場所 (58 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	2 場所 (58 人)
合計	4 場所 (116 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	4 場所 (116 人)

③ 施設・居住系サービス基盤

施設サービスは、在宅生活を継続するのが困難な高齢者が施設に入所して利用するサービスです。

なお、整備にあたっては、安定的なサービス提供がされていますが、高齢者の増加や既存の設置状況、要介護認定者のニーズなどを勘案し、バランスに配慮して進めていきます。

第8期計画では、短期入所生活介護（ショートステイ）の転換により介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を10床整備します。

■ 施設・居住系サービス事業所数（定員数）

区分	第7期計画末 整備状況	第8期整備計画	令和5年度 整備目標
介護保険施設（定員）			
介護老人福祉施設	7 か所 (589 人)	0 か所 (10 人)	7 か所 (599 人)
介護老人保健施設	3 か所 (292 人)	—	3 か所 (292 人)
介護医療院	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)
地域密着型施設（定員）【再掲】			
認知症対応型共同生活介護	12 か所 (186 人)	1 か所 (13 人)	13 か所 (199 人)
地域密着型介護老人福祉施設	4 か所 (116 人)	—	4 か所 (116 人)
地域密着型特定施設	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)
特定施設入居者生活介護（定員）			
養護老人ホーム	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)
軽費老人ホーム（ケアハウス）	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)
有料老人ホーム	2 か所 (97 人)	—	2 か所 (97 人)
サービス付き高齢者向け住宅	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)
合 計	28 か所 (1,280 人)	1 か所 (23 人)	29 か所 (1,303 人)

事業報告書

●燕市次世代を担うキャリアテン 介護職員等表彰式

事業内容:燕・弥彦圏域の介護施設で10年以上にわたり、介護業務に携わっている介護職員等を表彰する。

受賞対象者:56名(10年36名、10年以上20名)

燕市次世代を担うキャリアテン 介護職員等表彰式 1日目

日時:令和3年11月9日 午後2時から

場所:つばめホール

出席受賞者:22名(予定は23名 当日1名欠席)

法人等から参加:9名(つばめ福祉会3、吉田福祉会2、桜井の里福祉会3、なごみ1)

合計:31名

燕市次世代を担うキャリアテン 介護職員等表彰式 2日目

日時:令和3年11月10日 午後2時から

場所:つばめホール

出席受賞者:13名(予定は14名 当日1名欠席)

法人等から参加:8名(つばめ福祉会3、吉田福祉会2、桜井の里福祉会2、なごみ1)

合計:21名

●介護・福祉学びの収穫祭

日時:令和2年11月9日(火)～26日(金) 午前8時30分～午後5時15分

場所:燕市役所1階 エントランスホール、つばめホール

※キャリアテン終了後の11月12日以降はエントランスホールIFにのみ掲示

<内容>

①介護施設PRポスター、介護職員等への感謝メッセージ展示

・市内の介護施設にPRポスターの作成を依頼し、会場には15事業所から提出があった39枚のポスターを展示した。介護職員等への感謝メッセージ掲示は20枚展示。

・エントランスホールの掲示は、介護・福祉学びの収穫祭のイベント参加者以外の来庁者も立ち止まって見入る姿があった。つばめホール内は表彰式出席者やイベント参加者が見ていた。

②認知症サポーター養成講座

日時:11月11日(木) 午前10時00分～11時30分

受講者:24名

・「認知症ってどんな病気?」「認知症の方と接するにはどうしたらいいの?」などを学ぶ講座。認知症地域支援推進員がテキストやスライドを使用して講義を行ったり、DVDを視聴してもらった。保健センターから第一生命に声をかけてくれたことで参加者が増えた。

③オレンジリングカフェ

日時:11月11日(水) 午後1時30分～3時30分

参加者:21名

・箕ヶ島で活動する3名の自主グループより頭の体操を取り入れたレインボー健康体操を行った。参加者全員がアロマ・ワークショップで作成体験を行い、自分で好きなアロマを選び香りのもつ癒し効果を学んだ。

・菊川医師の講義では「コロナ禍における認知症との向き合い方」をテーマに講義いただいた。

●燕市次世代を担うキャリアテン 介護職員等表彰式



●介護・福祉学びの収穫祭

介護施設PRポスター



オレンジリンクカフェ



つばめ・やひこ「医療・福祉・介護フォーラム2021」【終了しました】

更新日：2021年12月22日

つばめ・やひこ「医療・福祉・介護フォーラム2021」を開催しました

11月6日にオンラインで開催し、多くの方にご視聴いただきました。

自分自身やご家族にとっても、役立つ情報満載の講演会です。

講演の内容を燕市公式YouTubeで公開していますので、当日参加できなかった方も、ぜひご覧ください。

つばめ・やひこ医療・介護フォーラム2021 『賢い患者...』



▲講師の山口 育子さん

新 医者にかかる10箇条 あなたが“いのちの主人公・からだの責任者”

- ①伝えたいことはメモして準備
- ②対話の始まりはあいさつから
- ③よりよい関係づくりはあなたにも責任が
- ④自覚症状と病歴はあなたの伝える大切な情報
- ⑤これからの見通しを聞きましょう
- ⑥その後の変化も伝える努力を
- ⑦大事なことはメモをとって確認
- ⑧納得できないときは何度でも質問を
- ⑨医療にも不確実なことや限界がある
- ⑩治療方法を決めるのはあなたです

▲新 医者にかかる10箇条

講演：上手な医療とのおつき合い 賢い患者になるために（講演は終了しました）

講師：認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 山口 育子 氏

【講師プロフィール】

1965年大阪生まれ。2011年よりCOMLの理事長に就任。自らの患者経験を経て、自分との向き合い方、医療との向き合い方について講演活動をされている。

つばめ・やひこ 医療・福祉・介護 フォーラム2021

参加費
無料

上手な医療とのお付き合い

賢い患者に
なるために病や障がいを持ちながら
住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために

認定NPO法人ささえあい医療人権センター COML 山口 育子氏



講師プロフィール

1965年大阪生まれ。自らの患者経験を経て1992年2月COMLスタッフとなり、2002年COMLのNPO法人化とともに、専務理事兼事務局長に就任。2011年8月より理事長。社会保障審議会医療部会をはじめとする数多くの厚生労働省審議会・検討会の委員を務めている。

開催日時

2021年

11月6日(土) 13:30~15:30

開催方法

Zoomによるオンライン開催

- 参加対象者：どなたでも
- 定員：300名

申し込み開始10月1日(金)

電話・FAX・右記QRコードでお申し込みください。
※〆切 10月25日(月)

問い合わせ

燕市 長寿福祉課 0256-77-8157
弥彦村 福祉課 0256-94-3133
燕・弥彦医療介護センター 0256-77-8856



主催 燕市医師会 燕市 弥彦村 燕・弥彦医療介護センター 共催 燕歯科医師会 燕薬剤師会
後援 新潟県三条地域振興局健康福祉環境部 燕西蒲原地区介護支援専門員協議会

つばめ・やひこ
医療介護センター

チラシのダウンロードはこちら (PDFファイル: 812.6KB)

開催日時：2021年11月6日 土曜日 13:30~15:30

燕市認知症支援セミナー【終了しました】

更新日：2022年02月04日

燕市認知症支援セミナーを開催します

燕市では、認知症となっても安心して暮らせるまちをみんなで作ることを目指して認知症支援セミナーを開催しています。

認知症の人が役割をもって、地域でいきいきと過ごせる取り組みを進めている地区を参考に、安心して認知症になれるまちづくりと一緒に考えてみませんか？

燕市

認知症支援セミナー



参加費 無料

事前申込みが必要です

締め切り 令和4年
1月11日(火)まで

詳しくは裏面を
ご覧ください

安心して認知症になれるまちをみんなで作ろう

～認知症の人と一緒に活動を通して～

認知症の人が役割を持って、生き活きと過ごせる取り組みを進めている地区を参考に、安心して認知症になれるまちづくりと一緒に考えてみませんか？

～オンライン講師～



marugo-to (まるごと)
代表 岩崎典子氏
燕市出身 新潟市在住

誰でも好きように過ごせ、人と人とのふれあいで、みんなが元気になる居場所を立ち上げ、多くの仲間とともに活動中。第3回「NHK認知症とともに生きるまち大賞」を受賞した。



おれんじドア実行委員会
代表 丹野智文氏
宮城県出身 仙台市在住

39歳でアルツハイマー型認知症と診断され、その後認知症になっても笑顔で過ごせることを全国に伝え、多くの認知症当事者と交流。令和3年に「認知症の私から見える社会」を上梓した。



クラレテクノ(株)ちゅーりっぷ苑
副苑長 新野直紀氏
山形県出身 新潟市在住

認知症の人一人ひとりのやりたいことを、専門職、ボランティアの垣根なく、一緒に叶える活動を推進。新潟県内でいち早く「チームオレンジ」活動に取り組んでいる胎内市の立役者。

座談会座長 高齢者総合生活支援施設はな広場 施設長 小林 豊氏（燕市出身 燕市在住）

令和4年1月15日（土）

13時30分から16時15分（13時 開場）

燕市役所1階 つばめホール 定員30人(先着順)

オンライン(ZOOM) 定員100人(先着順)

お申込み・お問合せ 燕市長寿福祉課 地域支援相談チーム 電話：0256-77-8157

主 催：燕市 後 援：燕市医師会 燕歯科医師会 燕薬剤師会 新潟県介護支援専門員協会第3ブロック
共 催：弥彦村 燕・弥彦医療介護センター 燕・西蒲原地区介護支援専門員協議会

認知症支援セミナーのチラシ（PDF版）は下記のリンクからご覧ください。

[認知症支援セミナーチラシ\(PDFファイル:748.4KB\)](#)

セミナー当日の様子

